6　その他

［(1)・(2)　略］

(3)　利用可能チャネル確認

［ア・イ　略］

［削る］

［削る］

(4)　運用中チャネル監視

［ア～エ　略］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

十五　一般事項（アンテナ一体型）

1　本試験方法の適用対象

［(1)　略］

(2)　本試験方法は、内蔵又は付加装置により次の機能を有する機器に適用する。

［ア～ウ　略］

エ　占有周波数帯幅又はその組合せ、変調方式、サブキャリア間隔、サブキャリア数（リソースユニット数）、サブキャリア配置（リソースユニット配置）等を任意に設定する機能

オ～ク　［略］

［2・3　略］

十六　周波数の偏差（アンテナ一体型）

［1　略］

2　測定器の条件

三の項２に同じ。

6　その他

［(1)・(2)　同左］

(3)　利用可能チャネル確認

［ア・イ　同左］

ウ　2(2)アの固定パルス１又は固定パルス２については、いずれか一方の試験を省略することができる。ただし、試験機器のレーダー波検出サンプリング間隔が0.5μsを超える場合は、固定パルス１の試験を行わなければならない。

エ　2(2)イの可変パルス５又は可変パルス６については、いずれか一方の試験を省略することができる。

(4)　運用中チャネル監視

［ア～エ　同左］

オ　2(2)アの固定パルス１又は固定パルス２については、いずれか一方の試験を省略することができる。ただし、試験機器のレーダー波検出サンプリング間隔が0.5μsを超える場合は、固定パルス１の試験を行わなければならない。

カ　2(2)イの可変パルス５又は可変パルス６については、いずれか一方の試験を省略することができる。

キ　4(2)キ(イ)の検出回数の合計及び試験回数の合計は、固定パルス１又は固定パルス２、固定パルス３、可変パルス４及び可変パルス５又は可変パルス６の場合の合計とする。

(5)　試験結果に疑義がある場合は、分解能帯域幅の設定を広くして測定することができる。

(6)　2(4)アにおいて、時間軸波形を直接表示する機能を有するスペクトル分析器を用いる場合は、解析帯域幅を１MHz以上として測定することができる。

十五　一般事項（アンテナ一体型）

1　本試験方法の適用対象

［(1)　同左］

(2)　本試験方法は、内蔵又は付加装置により次の機能を有する機器に適用する。

［ア～ウ　同左］

［新設］

エ～キ　［同左］

［2・3　同左］

十六　周波数の偏差（アンテナ一体型）

［1　同左］

2　測定器の条件

(1)　周波数計としては、周波数カウンタ又はスペクトル分析器（局部発信器がシンセサイザ方式のものに限る。）を使用する。

(2)　周波数計の測定確度は、設備規則に規定する許容値の１／10以下とする。